

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法案(衆第四四号)(衆議院提出) 要旨

本法律案は、近年における我が国を取り巻く国際情勢にかんがみ、我が国の平和及び安全を維持するため、特定船舶の入港を禁止する措置について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、特定船舶

この法律において「特定船舶」とは、特定の外国の国籍を有する船舶、一定の期間に特定の外国の港に寄港した船舶及び特定の外国と特定の関係を有する船舶のうち、二の閣議決定で定めるものをいう。

二、入港禁止の決定

1 我が国の平和及び安全の維持のため特に必要があると認めるときは、閣議において、期間を定めて、特定船舶について、本邦の港への入港を禁止することを決定することができる。

2 1の閣議決定においては、入港禁止の理由、特定の外国、特定船舶、入港禁止の期間等を定めなければならない。

三、告示及び国会の承認

1 二の閣議決定があつたときは、直ちに、その内容を告示し、その告示の日から二十日以内に国会に付議して、入港禁止の実施につき国会の承認を求めなければならない。ただし、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合は、その後最初に召集される国会において、速やかに、その承認を求めなければならない。

2 政府は、1の場合において不承認の議決があつたときは、速やかに入港禁止の実施を終了させなければならない。

四、入港禁止の実施及び終了

1 二の閣議決定があつたときは、特定船舶の船長は、当該特定船舶を本邦の港に入港させてはならず、また、特定船舶が本邦の港に入港している場合においては、当該閣議決定で定める期日までに、本邦の港から出航させなければならない。ただし、遭難又は人道上の配慮等やむを得ない特別の事情がある場合は、この限りでない。

2 入港禁止の全部若しくは一部を実施する必要がなくなったと認めるとき又は国会がその実施を終了すべきことを議決したときは、速やかに、閣議において、当該入港禁止の全部又は一部の実施を終了する

ことを決定しなければならない。

五、国際約束の誠実な履行

この法律の施行に当たっては、我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることがないよう留意しなければならない。

六、罰則

四の1に違反した船長は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

七、その他

1 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

2 国は、この法律の施行の状況、我が国を取り巻く国際情勢等にかんがみ、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて廃止を含め必要な措置を講ずるものとする。